

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第十一条第二項及び第十二条第二項の規定に基づくT M C Cシンボル及びA C シンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第十一条第二項及び第十二条第二項の規定に基づくT M C Cシンボル及びA C シンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成 (平成二十三年総務省告示第三百三三号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>別表第一号 (略)</p> <p>別表第二号 時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成 (略表)</p> <p>別記第1・別記第2 (略)</p> <p>別記第3</p> <p>(1) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号。以下「標準方式」という。)第2章 <u>及び第4章第1節に定める</u> デジタル放送の場合 (略表)</p> <p>(2) 標準方式第3章 <u>及び第4章第2節に定める</u> デジタル放送の場合 (略表)</p> <p>注 (略)</p> <p>別記第4 周波数インターリーブの構成 (略図)</p> <p>注1 標準方式第2章 <u>及び第4章第1節に定める</u> デジタル放送については、1セグメント形式のOFDMフレームにおいては当該セグメントを部分受信部に、3セグメント形式のOFDMフレームにおいて</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>別表第一号 (略)</p> <p>別表第二号 時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成 (略表)</p> <p>別記第1・別記第2 (略)</p> <p>別記第3</p> <p>(1) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号。以下「標準方式」という。)第2章 <u>に規定する</u> デジタル放送の場合 (略表)</p> <p>(2) 標準方式第3章 <u>に規定する</u> デジタル放送の場合 (略表)</p> <p>注 (略)</p> <p>別記第4 周波数インターリーブの構成 (略図)</p> <p>注1 標準方式第2章 <u>に規定される</u> デジタル放送については、1セグメント形式のOFDMフレームにおいては当該セグメントを部分受信部に、3セグメント形式のOFDMフレームにおいてはセグメ</p>

てはセグメント番号0を部分受信部に、セグメント番号1及び2を差動変調部又は同期変調部に割り当てる。

2 標準方式第3章 及び第4章第2節に定める デジタル放送については、セグメント分割が行われる場合には、部分受信部、差動変調部、同期変調部の順に、セグメント番号0から12までを割り当てる。

3～5 (略)

別記第5～別記第7 (略)

ント番号0を部分受信部に、セグメント番号1及び2を差動変調部又は同期変調部に割り当てる。

2 標準方式第3章 に規定される デジタル放送については、セグメント分割が行われる場合には、部分受信部、差動変調部、同期変調部の順に、セグメント番号0から12までを割り当てる。

3～5 (略)

別記第5～別記第7 (略)